

高等教育の国際的な質保証を巡る世界の動向

大きな変革期にある大学を取り巻く国際情勢

国際機関等における検討

国際的な大学間の競争と協働が進展(分校、提携、eラーニングなど)

学位等の国際
通用性の確保

ディグリー・ミル等からの学習者等の保護の観点

米国・豪州等を発端に、世界各国においても、高等教育として
の実質を備えていない教育提供者(ディグリーミル)による
学習者被害の問題が顕在化

高等教育の質保証を国際的な観点から検討することが
世界的な重要課題に

ユネスコ決議(2003.11):

各国に高等教育の質保証体制の充実を要請

UNESCO・OECD:

国境を越えて提供される

高等教育の質保証に関する指針の検討の開始

国ごとに異なる教育制度の相互理解と協力の精神に基づき、
ユネスコやOECDを中心に国境を越えて提供される高等教育
の事前・事後の質保証に関する指針を探求する取組が開始

国際的な情報提供等を始めた

各国間協力による大学の質保証に係る枠組みづくり

ヨーロッパにおける取組例

2010年までに「欧州高等教育圏」の建設を目指して

英独仏の高等教育の特徴

- * 実質的に、ほぼすべてが国立(州立)
- * 新規の大学設置は、ほとんどない
- * 独仏では、高等教育機関と政府(州政府)との契約

ボローニャ宣言(1999年)

欧州29カ国の教育大臣が署名

(2003年には旧ユーゴ諸国を含めた40ヶ国に拡大)

- ・ 3段階構成の学修課程の導入
 学士(3年)、修士(2年)、博士(3年)
- ・ ECTS(ヨーロッパ単位互換システム)を更に普及
- ・ 学位の学修内容を示す共通様式(「ディプロマ・サブリメント」)の
 2005年以降の本格的導入
- ・ 質の保証の共通システムの構築;
 * 各国の質保証システムの中で、
 機関の内部評価および外部評価の実施、
 アクレディテーションを含む質の保証システムを構築
- * 欧州質保証ネットワーク(ENQA)において、
 欧州における質の保証におけるスタンダード、
 手続き、指針の開発、適切なピア・レビューの方策検討

各国の事前関与と相まって
高等教育の質保証と制度の共通化を目指す